

掛川市条例第14号

掛川市国民保護協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

掛川市国民保護協議会条例（平成18年掛川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(定数) 第2条 協議会の委員の定数は、 <u>30人</u> 以内とする。	(定数) 第2条 協議会の委員の定数は、 <u>35人</u> 以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。